各 位

会社名株式会社イントランス

代表者名 代表 取締役社長 上島 規男 (コード番号3237 東証マザーズ)

問合せ先 取締役管理部門管掌 濱 谷 雄二

兼経理・総務部部長

電話番号 03-5725-8100 (代表)

定款一部変更のお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 23 日開催予定の当社第 11 回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、当社株式は同日をもって株式振替制度に移行しました(いわゆる株券の電子化)。

これに伴い、当社の定款上、株券を発行する旨の規定が廃止されたものと法律上みなされておりますが、改めて同規定を廃止するとともに、同制度実施に伴い不要となった実質株主、実質株主名簿などの用語を削除し、また株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行	定	款	
-----	---	---	--

第1章 総則

第1条~第4条(条文省略)

第2章 株式

第5条(条文省略)

(株券の発行)

第6条 当会社は株式に係る株券を発行する。

(株式の割り当てを受ける権利等の決定)

第<u>7</u>条 当会社は、当会社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその引受けの申し込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。

変 更 案

第1章 総則

第1条~第4条(現行どおり)

第2章 株式

第5条(現行どおり)

(株券の発行)

(削除)

(株式の割り当てを受ける権利等の決定)

第6条 当会社は、当会社の株式(自己株式の処分による株式を含む。) および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその引受けの申し込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。

現行定款

(株主名簿管理人)

- 第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - ② 株主名簿管理人およびその事務取扱 場所は、取締役会の決議によって選定し 公告する。
 - ③ 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、ならびにその他株式および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

- 第<u>9</u>条 <u>当会社が発行する株券の種類、</u>株主名 簿、株券喪失登録簿および新株予約権原 簿への記載または記録、ならびにその他 株式および新株予約権に関する取扱い および手数料は、法令または定款に定め るもののほか、取締役会において定める 株式取扱規則による。
- 第10条~第11条(条文省略)

第3章 株主総会

第12条~第17条(条文省略)

第4章 取締役および取締役会 第18条~第29条(条文省略)

第5章 監査役および監査役会 第30条~第39条(条文省略)

第6章 会計監査人

第40条~第43条(条文省略)

第7章 計算

第44条~第47条(条文省略)

(新設)

(新設)

(新設)

変 更 案

(株主名簿管理人)

- 第7条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - ② 株主名簿管理人およびその事務取扱 場所は、取締役会の決議によって選定し 公告する。

(削除)

(株式取扱規則)

第<u>8</u>条 株主名簿および新株予約権原簿への 記載または記録、ならびにその他株式お よび新株予約権に関する取扱いおよび 手数料、株主の権利行使に際しての手続 等については、法令または定款に定める もののほか、取締役会において定める株 式取扱規則による。

第9条~第10条(現行どおり)

第3章 株主総会

第11条~第16条(現行どおり)

第4章 取締役および取締役会

第 17 条~第 28 条(現行どおり)

第5章 監査役および監査役会

第29条~第38条(現行どおり)

第6章 会計監査人

第39条~第42条(現行どおり)

第7章 計算

第43条~第46条(現行どおり)

附則

- 第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿 管理人の事務取扱場所に備え置き、株券 喪失登録簿への記載または記録に関す る事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当 会社においては取扱わない。
- 第2条 当会社の株券喪失登録簿への記載ま たは記録は、法令または定款に定めるも ののほか、取締役会において定める株式 取扱規則による。
- 第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年 1月6日をもってこれを削除する。